

PMI 日本支部広告規程

(目的)

第 1 条 この規程は PMI 日本支部（以下 PMI J と称する）が発行するメディア（ホームページ）に広告を掲載する場合に関する規則を定めることを目的とします。この規程に定める受付条件、資格認定プログラム、責任、トレードマークに関するガイドに関しては PMI 本部の定める Advertising Policy に基づくものとします。

(受付条件)

第 2 条 下記内容の広告は受け付けません。

誤解を与えるもの、対応できないような問題の可能性があるもの、公益に反するもの、PMI J の活動方針および目的に相反するもの、など。

第 3 条 広告の受付は、対象製品・サービスを PMI J が保証するものではありません。

第 4 条 広告に使用されるものは、知的所有権、プライバシー権に関わる問題を全て解決した内容のものであることが必要で、また、誹謗中傷的内容を含んではいけません。

第 5 条 PMI J は下記内容等によって生ずる問題には責任を持ちません。
ープライバシー権の侵害、剽窃、著作権、商標

(資格認定プログラムについて)

第 6 条 広告には広告主の製品やサービスが資格認定の必要条件であるようなことを含めないでください。広告での認定に関する記述は、正確に PMI が定めた受検要件を記述しなければなりません。資格試験に関する合格率や調査資料を載せる場合は調査会社は計算根拠を明示しなくてはなりません。

第 7 条 広告の中で、「保障、補償」などの言葉を使う場合は客観的な根拠が必要です。たとえば、広告の中で、資格認定合格を保証する、と述べるのであれば、もし不合格の場合には 30 日以内に返金すると合わせて記述すべきです。

(責任)

第 8 条 PMI J の広告主に対する責任は、対象となった広告代金を上限とします。

また、PMI J は以下の理由による広告媒体の機能不全、中断等の場合には免責されるものとします。

ー天災、政府または準官庁による決定、火災、暴動、爆発、抑留、ストライキ（合

）

法、非合法に関わらず)、労働力または材料の不足、各種の運送手段の問題、その他のあらゆる発行者が管理不可能な事象によるもの

(トレードマークに関するガイド)

第 9 条 PMI J は商標、サービスや認定のマークを広告の中で相応しくない使い方をする場合には、それを拒否できるものとします。PMI または PMI J のマークを使用する場合には、必ず、所有権について下記のようなコメントを必要とします。

(例) “PMBOK は PMI の登録商標である“または”PMP は PMI が認定した資格である“

下記はいくつかの PMI のトレードマークの属性に関する簡単な説明です。

- PMI (The Logo) : 最初の参照では PMI ® を使うこと
- PMP : タイトルとして使う場合 (山田太郎、PMP) 以外は最初の参照で PMP ® を使うこと
- ”A Guide to the Project Management Body of Knowledge” (日本語では“プロジェクトマネジメント知識体系ガイド“) とフルネームで使用するか、PMBOK® Guide と表記すること
- 全ての定期刊行物は次のようにイタリック体で表記すること
PM Network, Project Management Journal, PMI Today

(料金、掲載メディア及び掲載期間)

第 10 条 掲載は PMI J ホームページのトップページとし、掲載箇所は PMI J が決めるものとします。

第 11 条 料金は一般企業については、6 か月未満の掲載の場合は 101,860 円/月 (税込み、1 バナーあたり)、6 か月以上契約の場合は 81,400 円/月 (同) とします。

法人スポンサー企業については、50,930 円/月 (同)、一年契約の場合、509,300 円 (同) とします。

第 12 条 掲載期間は 1 ヶ月を単位とし、他に掲載待ちの申込者がある場合は 6 ヶ月を最長期間とさせていただきます。

(契約)

第 13 条 広告の掲載にあたっては、申し込み希望者は、所定の申し込み用紙に記入の上、PMI J 事務局へ提出していただきます。

第 14 条 申し込みを受けた PMI J 事務局は内容審査処理後、申込者に決定の連絡をします。この連絡をもって契約の成立とします。

(請求・入金)

第 15 条 契約成立後、PMI J 事務局は申込者に対し、請求書を発行します。

第 16 条 請求に基づき、入金を確認されましたら、契約開始日から広告掲載を開始します。

(掲載順番)

第 17 条 多くの申し込みをいただいた場合、同時に掲載できない場合があります。その場合は原則として、申し込み順での掲載とします。

(申込者への資料の提供)

第 18 条 広告申込者から PMI J の会員数、ホームページへのアクセス頻度などの資料を求められた時、PMI J 事務局が当該資料の広告効果測定の使用目的に限定することと書面で確認した上で提供します。

(規程の制定・変更)

第 19 条 当規程の制定・変更は規約改定委員会または事務局が起案し、理事会の承認をもって制定、変更できるものとします。

附記：

制定 2006 年 3 月 17 日 (第 10 回理事会)

改定 2008 年 1 月 29 日

改定 2009 年 1 月 1 日 支部名称の変更

改定 2021 年 12 月 24 日 料金等の変更